

屋外焼却（野焼き）は 自粛しましょう

最近よく役場に、家庭ごみや田畑の屋外焼却（野焼き）から発生する煙や臭気等の苦情が多く寄せられます。近所の方に迷惑をかけないためにもごみの屋外焼却や野焼きは自粛しましょう。

少量（2袋以内）の枯葉や落ち葉は可燃ごみとして出すことができます。一時的な多量ごみの時には直接環境センターへ持ち込んでください。
（生活環境課 TEL 820-5606）

可燃ごみを出す時は、透 明または半透明のビニ ール袋で出しましょう。

4月1日から可燃ごみの出し方が変更になりました。可燃ごみも、資源ごみと同じように中身の分かる透明または半透明のビニール袋に入れて出しましょう。ただし、すでにご家庭に置きしてある黒い袋については、11月末日までご使用いただけます。
（生活環境課）

ごみの出し方を 守りましょう

近ごろ、ラジコンなどの電子部品を使用しているおもちゃを、そのままの状態で廃プラスチックの資源ごみに出されているのが目立っています。分解して、それぞれの素材ごとに分けて出しましょう。

（分解が出来ないものや難しいものは大型ごみに出してください。）
（生活環境課）

浄化槽を廃止するときの 注意事項について

●廃止するまで管理が必要です
公共下水道への接続工事が決まった後も、実際に浄化槽の配管を切り離すまでは、浄化槽の保守点検、清掃や法定検査は必要ですので、実施時期が来たら必ず行いましょう。

●工事は計画的に行いましょう
浄化槽に残っている汚泥は収集運搬許可業者が引き抜いて安芸衛生センターに運んで処理しますが、土・日曜日及び祝日等は同センターへの搬入ができません。浄化槽の切り離し工事に当たっては、収集運搬許可業者及び工事業者とよく相談して計画的に行いましょう。

●廃止の届出が必要です

工事が完了して浄化槽を廃止したときは、届出が必要です。速やかに広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課又は熊野町役場生活環境課に提出してください。

●維持管理業者への連絡も忘 れずに

保守点検などの維持管理の委託契約を結んでいる業者にも浄化槽を廃止したことを連絡しましょう。（生活環境課）

犬の飼い主としての マナーを守りましょう

最近、犬やネコの飼い方に関する苦情が増えていきます。このよつな苦情は飼い主のちよつとした心がけで防ぐことができますものばかりです。

■首輪には必ず鑑札・注射済票をつけましょう！
首輪をつけた犬を保護した時や、迷い犬の通報があった場合、飼い主の方に連絡を取ることができません。

罰則（狂犬病予防法）
犬の登録をせず、鑑札を犬に着けず、狂犬病予防注射を受けさせず、注射済票を着けさせなかった者は20万円の罰金に処する。

■放し飼いは絶対にやめましょ
う！
犬が噛みつく事故や、交通事故の原因になります。

■犬の散歩の際は、必ずフン
を持ち帰りましょう。
散乱する犬のフンは見た目にも衛生的にも気持ちの良いものではありません。された人の身になって考えましょう。

■野良犬や野良ネコにむやみ
にエサを与えないようにしま
しょう！
野良犬を増やしたり、集めたりする原因になります。

■無責任に犬やネコを捨てな
いようにしましょう！
捨てられた犬やネコは野良犬や野良猫になって、人に迷惑をかけることとなります。

■しつけや訓練をしましょう。
家庭犬のしつけなどご相談
ください。

相談先
広島県動物愛護センター
（豊田郡本郷町南方8915-2）
（TEL 0848-8616511）
（生活環境課）

おしえて！

▼わが年金知識Q&A (35)

～年金を受けていた方が死亡されたときには～
年金を受けていた方が死亡されたとき、遺族の方は年金に関する死亡の届出が必要で
す。届出が遅れますと、年金が払い過ぎとなり、後日返していたことになるります。
「年金受給権者死亡届」は速やかに提出してください。
問合せ先
住民課保険年金係
TEL 820-5604